

第1号様式（第9条関係）

葛飾区消費者訴訟資金貸付申込書

年 月 日

葛飾区長 あて

申込者
住所

氏名 印

葛飾区消費生活条例第23条の規定により、下記のとおり訴訟資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

記

被 額 額	円	訴訟の目的の 価額	円
訴訟に要する 費用の額	円	貸付申込額	円
被 害 者	ふりがな 氏 名	性別 男 女	住所 電話 ()
	生年月日 年 月 日 歳	職業	申込者との関係
相 手 方	住所(所在地)		
	氏名(名 称)		
	代表者氏名		
	住所(所在地)		
	氏名(名 称)		
代表者氏名			
裁 判 所 名			
備 考			

- 添付書類 1 住民票記載事項証明書
2 被害概要書
3 訴訟等の費用支払予定額調書

第3号様式（第9条関係）

訴訟等の費用支払予定額調書

費用区分	内 訳	支払予定額	支払予定年月日	貸付申込額
裁判手続費用		円	年 月 日	円
弁護士費用		円	年 月 日	円
その他訴訟に 要する費用		円	年 月 日	円
権利の保全に 要する費用		円	年 月 日	円
強制執行に要 する費用		円	年 月 日	円
計		円		円

第4号様式(第10条関係)

(表)

第 年 月 日
号

様

葛飾区長

印

承認
葛飾区消費者訴訟資金貸付 通知書
不承認

年 月 日付けで申込みのありました訴訟資金の貸付けについ
承認する
て、下記のとおり ことに決定しましたので、通知します。
承認しない

記

- 1 貸付決定額 円
2 貸付決定額の内訳

裁判手続費用	円
弁護士費用	円
その他訴訟に要する費用	円
権利の保全に要する費用	円
強制執行に要する費用	円
計	円

承認しない理由

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、葛飾区長に対して異議申立てをすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、葛飾区を被告として(訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第11条関係）

葛飾区消費者訴訟資金交付請求書

葛飾区長 あて

金 円也

ただし、 年 月 日付けで貸付けの承認通知のあった葛飾区消費者訴訟資金として、上記金額の交付を請求いたします。

内訳 円

年 月 日

住 所

氏 名

印

第6号様式(第11条関係)

葛飾区消費者訴訟資金借用証書

葛飾区長 あて

収入
印紙

金 円也

上記金額を確かに借用いたしました。
ただし、訴訟が終了した日から6箇月を経過する日までに、一括して償還いたします。
もし、償還期限までに償還できなかった場合は、償還すべき金額に対し、償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じ、年14.6パーセントの割合で計算して得た違約金を支払います。

年 月 日

住 所

氏 名

印

第7号様式（第14条関係）

葛飾区消費者訴訟資金追加貸付申込書

年 月 日

葛飾区長 へ

申込者
住所

氏名

印

葛飾区消費生活条例施行規則第14条の規定により、下記のとおり訴訟資金の追加貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

記

追加貸付申込額	円
貸付申込額	円
申込みの理由	

- 添付書類 1 収支精算書
2 訴訟等の費用支払予定額調書

第 8 号様式 (第 14 条関係)

収 支 精 算 書

費用区分	内 訳	貸付契約額	支払年月日	支 払 額	残 額
裁判手続費用		円	年 月 日	円	円
弁護士費用		円	年 月 日	円	円
その他訴訟に 要する費用		円	年 月 日	円	円
権利の保全に 要する費用		円	年 月 日	円	円
強制執行に要 する費用		円	年 月 日	円	円
計		円		円	円

第9号様式（第14条関係）

（表）

第 年 月 日

様

葛飾区長

印

承認
葛飾区消費者訴訟資金追加貸付 通知書
不承認

年 月 日付けで申込みのありました訴訟資金の追加貸付けに
承認する
について、下記のとおり ことに決定しましたので、通知します。
承認しない

記

- 1 追加貸付決定額 円
2 追加貸付決定額の内訳

費用区分	追加貸付決定額	既貸付決定額	計
裁判手続費用	円	円	円
弁護士費用	円	円	円
その他訴訟に要する費用	円	円	円
権利の保全に要する費用	円	円	円
強制執行に要する費用	円	円	円
計	円	円	円

承認しない理由

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、葛飾区長に対して異議申立てをすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は葛飾区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第10号様式(第15条関係)

償還期限延長
葛飾区消費者訴訟資金 申請書
分割償還

年 月 日

葛飾区長 あて

申請者
住所

氏名

印

償還期限の延長
年 月 日付で交付を受けた貸付金の をしたい
分割償還

ので、下記のとおり申請します。

記

貸付契約額	円
償還期限	年 月 日
訴訟等の終了年月日	年 月 日
償還期限延長 による償還期限 分割償還	金額
年 月 日	円
年 月 日	円
年 月 日	円
年 月 日	円
年 月 日	円
計	円
理由	

第 1 1 号様式 (第 1 5 条関係)

(表)

第 年 月 日 号

様

葛飾区長 印

償還期限延長 承認
葛飾区消費者訴訟資金 通知書
分割償還 不承認

償還期限の延長
年 月 日付けで申請のありました訴訟資金の
分割償還
承認する
承認しない
について、下記のとおり ことに決定しましたので、通知します。

記

貸付契約額	円
償還期限延長 による償還期限 分割償還	金額
年 月 日	円
年 月 日	円
年 月 日	円
年 月 日	円
年 月 日	円
計	円

注 1 償還期限までに納入通知書により払い込みください。

注 2 償還期限までに償還しないときは、償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じ、年 14.6 パーセントの割合で計算して得た違約金を支払うこととなります。

承認しない理由

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、葛飾区長に対して異議申立てをすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は葛飾区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第12号様式(第17条関係)

葛飾区消費者訴訟資金償還債務免除承認申請書

年 月 日

葛飾区長 へ

申込者
住所

氏名

印

葛飾区消費生活条例施行規則第17条の規定により、下記のとおり債務の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

貸付契約額	円
償還期限	年 月 日
免除申請額	円
理由	

- 添付書類 1 償還できないことを証する書類
2 借受金の用途を証する書類

第13号様式(第17条関係)

(表)

第 年 月 日

様

葛飾区長

印

承認

葛飾区消費者訴訟資金償還債務免除 通知書

不承認

年 月 日付けで申請のありました債務の免除については、下

承認する

記のとおり ことに決定しましたので、通知します。

承認しない

記

貸付契約額	円
免除額	円
償還額	円
償還期限	年 月 日

承認しない理由

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、葛飾区長に対して異議申立てをすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は葛飾区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。